

22 いじめ防止基本方針

附属坂出小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための基本方針を定め、本校の全教職員が一丸となり、**保護者・児童とともに**全ての教育活動・体験活動等を通していじめが許されないことであることを徹底する。

2 いじめの未然防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにより、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

- ① **教職員がいじめの定義について、認識を共有するとともに、その態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、「校内研修」や「職員会議」で周知徹底を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。**
- ② 児童に対して、全校集会や**学級活動**などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ③ **本校のいじめ防止基本方針、全関連いじめ防止ガイドライン、坂出市連合児童会いじめゼロ宣言をHPで公開するとともに、入学時・各年度始に児童・保護者に説明する。**

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳的価値の創造や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっているため、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ② 学級や学年、異学年活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ③ 児童がストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、**日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。**

(4) 自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組み

- ① 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ② 全校ボランティア活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。

3 早期発見・早期対応

- ① いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知するように努める。
- ② アンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用する。
- ④ 「個人面談」や「家庭訪問」の機会を活用し、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。
- ⑤ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格形成を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

校長が別途指名する教職員等により構成し、組織的に活動する。また、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

「生徒指導委員会」月一回（職員会議終了後）全教職員で問題傾向のある児童について共通理解する。

「いじめ防止対策委員会」…いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職・生徒指導主任・教務主任・教育相談担当・養護教諭・当該学級担任・及び主任、必要に応じて外部指導者等を招聘する。

(2) 組織の役割

- ① 生徒指導主任を中心として、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった際に緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。また、各教職員は、その対応や方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ⑤ いじめ防止の取組の進捗状況のチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について検証する。

5 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 特定の教職員で抱え込まず、「いじめの防止等の対策のための組織」で直ちに情報を共有する。その後は、生徒指導主任が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取る

などして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長の判断により学部長に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

- ② いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ③ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ④ いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に対応する。
- ⑥ 状況に応じスクールカウンセラーや、専門家の協力を得る。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、必要に応じて出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑥ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

(4) 他の児童への指導

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。

6 重大事態への対処

- ① いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を学部長に報告するとともに、校長の指示のもとに対処する。

- ② 学長がいじめ防止対策推進法第28条第1項の調査を行うための組織（以下「重大事態調査委員会」という。）を法人の下に置く場合は、学校は必要な協力を行う。
- ③ 学長が学校の下に重大事態調査委員会を置くことを決定した場合は、学校はいじめ事案の関係者と利害関係を有しない者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

7 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記の①②の要件が満たされる必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当時間継続していること（相当時間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ② 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

8 取組の評価

- ① 学校評価の評価項目に位置づける。その際、いじめの有無やその事案件数等のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ② 各教員は、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等ができているかを自己評価する。

改定平成29年7月(赤文字部分)

【いじめ防止対策推進法(平成25年)の定義】

- ① 当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う、
- ② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、
- ③ 当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの